

# 経済福祉常任委員会資料

## ○総務教育常任委員会報告事項

- 報告事項 1 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例…………… 3
- 報告事項 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 4

## ○経済福祉常任委員会報告事項

- 報告事項 3 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例…………… 9
- 報告事項 4 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例…………… 1 1
- 報告事項 5 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例…………… 1 2
- 報告事項 6 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例…………… 1 3
- 報告事項 7 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例…………… 1 4
- 報告事項 8 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例…………… 1 6
- 報告事項 9 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について…………… 1 8

総務課・町民課・福祉課・産業課



## 報告事項 1 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に係る日額報酬の支給について、福島町地域農政総合対策推進協議会条例及び福島町林業振興協議会条例を廃止することから、条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 日額報酬の改正（第2条関係）

日額支給委員の報酬を定めている別表1中（第2条関係）の「地域農政総合対策推進協議会委員」及び「林業振興協議会委員」の職名欄を削除します。

### 3 施行期日

この条例は、令和8年3月31日から施行します。

### 4 条例改正(案)

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年福島町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1日額支給委員の欄中「地域農政総合対策推進協議会委員」及び「林業振興協議会委員」を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 報告事項 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

令和7年度の人事院勧告による給与制度の見直しにより、自動車等使用の通勤における通勤手当の距離区分が新たに設定されました。

当町における給与改定については、人事院勧告に準じていることから条例を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 通勤手当の改定（第10条の2関係）

- ① 自動車等を使用して通勤をする職員の通勤手当について、65km以上の距離区分を新たに設けます。

距離区分	通勤手当額
使用距離が片道60km以上65km未満	38,700円
使用距離が片道65km以上70km未満	42,200円
使用距離が片道70km以上75km未満	45,700円
使用距離が片道75km以上80km未満	49,200円
使用距離が片道80km以上85km未満	52,700円
使用距離が片道85km以上90km未満	56,200円
使用距離が片道90km以上95km未満	59,600円
使用距離が片道95km以上100km未満	63,000円
使用距離が片道100km以上	66,400円

- ② 自動車等を使用して通勤する職員に対し、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を支給します。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

#### 4 条例改正（案）

##### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ</p>

る職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

**ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円**

る職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

**ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円**

**セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円**

**ソ 使用距離が片道70キロメートル**

ル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) (略)

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

- 3** 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額**及び**特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、**前2項**の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4** 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 5** (略)
- 6** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7** 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

**(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額**

- 4** 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額**及び前項第1号に定める額**の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、**第2項から前項まで**の規定にかかわらず当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5** 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月(**当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月**)の規則で定める日に支給する。
- 6** (略)
- 7** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等**及び駐車場等**に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 8** 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給**及び返納**に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は令和8年4月1日から施行する。

## 報告事項3 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

令和8年度より子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が1月15日に公布され、国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」が新たに創設されることとなりました。

町では、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度の全道統一保険料の導入を見据えた改正を実施しており、この度、北海道より令和8年度の標準保険料率が示されたことから、税率改正いたします。

また、課税限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため5割軽減と2割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じた額に改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

### 2 改正の内容

#### (1) 保険税率の改正及び子ども・子育て支援納付金の新設

(第2条、第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第8条、第9条、第9条の2～第9条の7、第23条関係)

#### 【現行税率との比較】

区 分		現 行	改正案	増 減
基礎課税分 (医療分)	所得割	8.33%	8.48%	0.15%
	均等割	27,700円	29,300円	1,600円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	27,400円	28,800円	1,400円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.53%	2.38%	▲0.15%
	均等割	8,800円	8,700円	▲100円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	8,800円	8,600円	▲200円
介護納付金分	所得割	1.96%	1.95%	▲0.01%
	均等割	8,900円	8,900円	0円
	18歳以上均等割	円	円	円
	平等割	7,000円	6,900円	▲100円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	%	0.29%	0.29%
	均等割	円	1,000円	1,000円
	18歳以上均等割	円	100円	100円
	平等割	円	1,000円	1,000円
計	所得割	12.82%	13.10%	0.28%
	均等割	45,400円	47,900円	2,500円
	18歳以上均等割	円	100円	100円
	平等割	43,200円	45,300円	2,100円

・子ども・子育て支援納付金

※18歳未満の均等割額は、10割軽減の措置が講じられます。

※18歳以上の被保険者に対しては、均等割1,100円（18歳以上均等割額100円を上乗せ）となります。

(2) 課税限度額の改正（第2条、第23条関係）

基礎課税分（医療分）に係る限度額が1万円引き上げ、新設される子ども・子育て支援金分に係る限度額が3万円となり、合計で4万円の増となります。

なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置きとなります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基 礎 課 税 分（医 療 分）	66万円	<b>67万円</b>	1万円増
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	26万円	<b>26万円</b>	—
介 護 納 付 金 分	17万円	<b>17万円</b>	—
子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	—	<b>3万円</b>	3万円増
計	109万円	<b>113万円</b>	4万円増

(3) 軽減判定所得の改正（第23条関係）

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

判定所得区分	現 行	改正案	増 減
5割軽減	30.5万円	<b>31万円</b>	0.5万円増
2割軽減	56万円	<b>57万円</b>	1.0万円増

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税については、従前の例によることとします。

#### 報告事項4 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

##### 1 改正の理由

専稱寺解体により墓地の寄付があり、町有墓地に追加が生じたため関係規定の一部を改正するものであります。

##### 2 改正の内容（第2条関係）

第2条に規定する別表を次のとおり改正するものであります。

改正前		改正後	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
吉岡(寺町)墓地	松前郡福島町字吉岡213番地1	吉岡(寺町)墓地	松前郡福島町字吉岡213番地1
	” ” 213番地2		” ” 213番地2
	” ” 214番地1		” ” 214番地1
	” ” 214番地2		” ” 214番地2
			<b>” ” 131番地6</b>
			<b>” ” 132番地9</b>

##### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 報告事項 5 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例

### 1 廃止の理由

当条例は、昭和52年度に地域農業の振興を図るため、地域農政の総合的な推進方策を策定し、水田営農活性化対策による転換水田の有効利用を促進するとともに、農業生産の担い手の育成・確保、農用地区域の拡大を促進することを目的に制定しております。

しかし、当条例に基づく所管事項については、福島町農業委員会及び福島町農業協同組合においてそれぞれで協議が行われているほか、国の制度により平成23年度に福島町地域農業再生協議会が組織され、同協議会においても地域農業の振興に関する協議が行われるようになりました。

このことから、福島町地域農政総合対策推進協議会は、当初の目的に対する役割を終えているため、当条例を廃止するものです。

なお、農業委員会、農業協同組合及び地域農業再生協議会以外に意見交換等が必要な場合に対応するため、「(仮)福島町農林業推進協議会設置要綱」を制定し、必要な事項を協議する体制を構築します。

### 2 施行期日

令和8年3月31日から施行します。

### 3 条例廃止(案)

福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例(案)

福島町地域農政総合対策推進協議会条例(昭和52年福島町条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 報告事項 6 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例

### 1 廃止の理由

当条例は、林業構造改善事業推進協議会条例の廃止に伴い、昭和61年度に林業振興に関する計画策定や重要事項を調査・審議を行うために制定しております。

福島町における林業振興のために必要な森林整備計画は、これまで当協議会への諮問により協議が行われ、計画決定に向けた議論が進められてきましたが、現在は、渡島西部4町で組織する「渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム」においても同計画に関する調査・審議が行われております。

また、当協議会の構成員である林業者や集落組織の代表者の多くは、福島町森林組合の組合員でもあり、同組合からの意見聴取も行われております。

このことから、福島町林業振興協議会は、当初の目的に対する役割を終えていることから、当条例を廃止するものです。

なお、森林組合及び渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム以外に意見交換等が必要な場合に対応するため、「(仮)福島町農林業推進協議会設置要綱」を制定し、必要な事項を協議する体制を構築します。

### 2 施行期日

令和8年3月31日から施行します。

### 3 条例廃止(案)

#### 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例(案)

福島町林業振興協議会条例(昭和61年福島町条例第10号)は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 報告事項 7 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

横綱千代の山・千代の富士記念館の入館料については、平成9年の開館当初から見直しをせず、現在に至っておりますが、現在、近年の観光プロモーションの成果が表れ始め、団体ツアーの増加が見込まれるほか、ツアー商品を取り扱う企業からも、入館料の適正な価格帯の設定が必要であるとの意見をいただいております。

また、昨今の物価高騰による燃料費・光熱水費の増加に加え、人件費の高騰などの影響を受け、ランニングコストが上昇しております。

このことを踏まえ、町民負担の少ない観光施設である当記念館の個人及び団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

### 2 改正の内容

#### (1) 入館料（第5条関係）

- ①個人及び団体の入館料をそれぞれ100円増額する。
- ②青函トンネル記念館と併せた個人及び団体の共通入館料をそれぞれ200円増額する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

#### 4 条例改正(案)

##### 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例(案)

横綱千代の山・千代の富士記念館条例(平成8年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表1(第5条関係) 入館料 (1) 横綱記念館のみ入館			別表1(第5条関係) 入館料 (1) 横綱記念館のみ入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>250円</b>	1人につき <b>200円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>350円</b>	1人につき <b>300円</b>
2 上記の1以外の者で15歳以上の者	<b>500円</b>	1人につき <b>400円</b>	2 上記の1以外の者で15歳以上の者	<b>600円</b>	1人につき <b>500円</b>
(2) 青函トンネル記念館と併せて入館			(2) 青函トンネル記念館と併せて入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>350円</b>	1人につき <b>250円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>550円</b>	1人につき <b>450円</b>
2 上記の1以外の者で15歳以上の者	<b>700円</b>	1人につき <b>500円</b>	2 上記の1以外の者で15歳以上の者	<b>900円</b>	1人につき <b>700円</b>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 報告事項 8 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

福島町青函トンネル記念館の入館料については、平成17年の開館当初から入館料の見直しをせず、現在に至っておりますが、現在、近年の観光プロモーションの成果が表れ始め、団体ツアーの増加が見込まれるほか、ツアー商品を取り扱う企業からも、入館料の適正な価格帯の設定が必要との意見をいただいております。

また、昨今の物価高騰による燃料費・光熱水費の増加に加え、人件費の高騰などの影響を受け、ランニングコストが上昇しております。

このことを踏まえ、町民負担の少ない観光施設である当記念館の個人及び団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

### 2 改正の内容

#### (1) 入館料（第5条関係）

- ①個人及び団体の入館料をそれぞれ100円増額する。
- ②横綱千代の山・千代の富士記念館と併せた個人及び団体の共通入館料をそれぞれ200円増額する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

#### 4 条例改正(案)

##### 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例(案)

福島町青函トンネル記念館条例(平成16年福島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表1(第5条関係) 入館料 (1) 青函トンネル記念館のみ入館			別表1(第5条関係) 入館料 (1) 青函トンネル記念館のみ入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>200円</b>	1人につき <b>150円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>300円</b>	1人につき <b>250円</b>
2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>400円</b>	1人につき <b>300円</b>	2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>500円</b>	1人につき <b>400円</b>
(2) 横綱記念館と併せて入館			(2) 横綱記念館と併せて入館		
区分	入館料		区分	入館料	
	個人	20人以上の団体		個人	20人以上の団体
1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>350円</b>	1人につき <b>250円</b>	1 小学校の児童及び中学校・高校の生徒	<b>550円</b>	1人につき <b>450円</b>
2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>700円</b>	1人につき <b>500円</b>	2 上記1以外の者で15歳以上の者	<b>900円</b>	1人につき <b>700円</b>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 報告事項 9 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

### 1 計画改定の趣旨

平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、国、都道府県、市町村等に「行動計画」の策定が義務付けられ、本町においても平成27年6月に「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」といいます。）を策定し、新型インフルエンザ等に係る対策を実施してきました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症への経験を踏まえて、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7年3月には北海道新型インフルエンザ等対策行動計画がそれぞれ全面的に改定されたことから、本町においても、国、道の計画改定を踏まえ、実際の感染症危機対応で把握された課題を活かし、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備することを目的として、本町行動計画の改定を行うものです。

### 2 計画の対象となる感染症

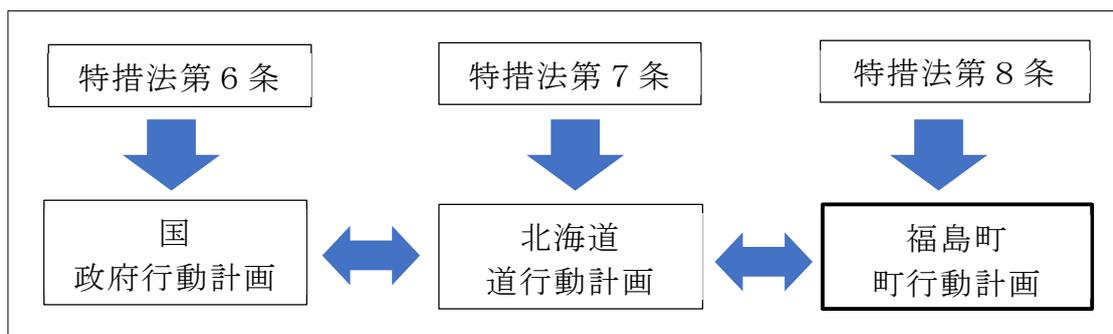
- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 3 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものです。

また、政府行動計画及び道行動計画の見直しが行われた場合は、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。

<政府行動計画・道行動計画との関係性イメージ>



#### 4 主な改定内容

##### (1) 対策の基本的な考え方

本計画の主たる目的となる「感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護」、「町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の抑制」のために、国や道の役割を踏まえ、町が行うべき対策項目を整理しています。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、予防や準備等の事前準備期間「準備期」と、発生後の対応のための期間「初動期」及び「対応期」の大きく3つに分けた構成としています。

##### 【対策項目の見直し】

改定前（6項目）	改定後（7項目）
1 実施体制	1 実施体制
2 情報収集	2 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
3 情報提供・共有	
4 予防・まん延防止	3 まん延防止
	4 <u>ワクチン</u>
5 医療等	5 <u>保健</u>
	6 <u>物資</u>
6 町民生活・地域経済の安定確保	7 町民生活及び地域経済の安定の確保

※下線部は新設項目

##### 【時期区分の再設定】

改定前（5期）	改定後（3期）
未発生期	準備期：国内外における新型インフルエンザ等の発生を 探知するまでの段階
海外発生期	
国内発生早期	初動期：探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的 対処方針が実行されるまで
国内感染期	
小康期	対応期：基本的対処方針が実行されて以降



# 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月 改定

北海道福島町



# 目 次

## はじめに

- 感染症危機を取り巻く状況 ..... - 1 -
- 新型インフルエンザ等対策行動計画策定の目的 ..... - 1 -
- 国及び北海道、福島町における取組み ..... - 1 -

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 ..... - 3 -
- 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 ..... - 4 -
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ ..... - 6 -
- 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 ..... - 9 -
- 第5節 対策推進のための役割分担 ..... - 12 -

### 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

- 第1節 町行動計画における対策項目等 ..... - 15 -

### 第3章 市町村行動計画の実効性確保等

- 第1節 市町村行動計画の実効性確保 ..... - 19 -
- 第2節 町行動計画等 ..... - 20 -

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

### 第1章 実施体制

- 第1節 準備期 ..... - 21 -
- 第2節 初動期 ..... - 22 -
- 第3節 対応期 ..... - 23 -

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 第1節 準備期 ..... - 24 -
- 第2節 初動期 ..... - 25 -
- 第3節 対応期 ..... - 26 -

### 第3章 まん延防止

- 第1節 準備期 ..... - 27 -
- 第2節 初動期 ..... - 27 -
- 第3節 対応期 ..... - 27 -

### 第4章 ワクチン

- 第1節 準備期 ..... - 30 -
- 第2節 初動期 ..... - 33 -
- 第3節 対応期 ..... - 35 -

第5章 保健	
第1節 準備期 .....	- 38 -
第2節 初動期 .....	- 38 -
第3節 対応期 .....	- 38 -
第6章 物資	
第1節 準備期 .....	- 39 -
第2節 初動期 .....	- 39 -
第3節 対応期 .....	- 39 -
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期 .....	- 40 -
第2節 初動期 .....	- 41 -
第3節 対応期 .....	- 41 -
<b>資料編</b>	
資料1 福島町新型インフルエンザ等対策本部組織図 .....	- 44 -
資料2 対策本部班編成 .....	- 45 -

はじめに

## ○感染症危機を取り巻く状況

近年、様々な社会情勢の変化によってグローバル化が進み、各国との往来が飛躍的に拡大することで、未知の感染症との遭遇リスクも高まる中、重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、2020年1月に日本で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降は、世界的なパンデミックにまで発展し、日本国民の生命及び健康は脅かされ、社会活動にも大きな影響を与えた。しかし、こうした感染症等においてはその発生時期や発生場所を正確に予知することは困難であり、発生を阻止することも不可能である。このことから、平時から感染症危機に備え、万全の体制を整えることが重要となる。

## ○新型インフルエンザ等対策行動計画策定の目的

新型インフルエンザ等は全国的にかつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがある。また、町民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において町民の生命及び健康を保護し、並びに町民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にする。

## ○国及び北海道、福島町における取組み

### 1. 国の取組み

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。)を作成し、対応を行っていくこととなる。

従前の政府行動計画は2013年に策定されたが、新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画の抜本的な改正を行った。具体的には新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備や、内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)や国立健康危機管理研究機構(JIHS)の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備、国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化等を踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化したものである。

## 2. 北海道の取組み

道ではこれまで、国において特措法第6条に基づき「政府行動計画」を策定したことを受け、平成25年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を策定するなど、新型インフルエンザ等に対する取組を進めてきた。

新型コロナの感染者が確認されて以来、道内は他の地域に先行して感染が拡大し、道民の生命及び健康が脅かされ、道民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けた。

国の政府行動計画の抜本的改正に伴い、令和6年3月に策定した「北海道感染症予防計画」や「北海道医療計画」との整合性を図りつつ、令和5年12月に取りまとめた「北海道における新たな感染症危機への対応の方向性」についても反映させるとともに、感染症の専門家や関係機関・団体はもとより、幅広い分野の有識者からの意見を参考に策定を進め、令和7年3月道行動計画を、特措法第7条の規定に基づき、道民の生命及び健康を保護し、道民生活、社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した。

## 3. 町の取組み

町は、特措法第8条に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものとして、政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン、さらに道行動計画との整合性を図りながら、町民生活の安心安全を守るため平成27年6月に「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定した。

今般、政府行動計画及び道行動計画の改定に伴い、町としての新型コロナ対応を振り返り、課題の整理を行った上で、医療関係者からの意見も反映しつつ、町としての感染症危機対応について、令和8年2月町行動計画を策定した。

## 第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

#### 第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>1</sup>。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - ・町民生活及び社会経済の安定を確保する。
  - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・全庁的な対応で、医療の提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

---

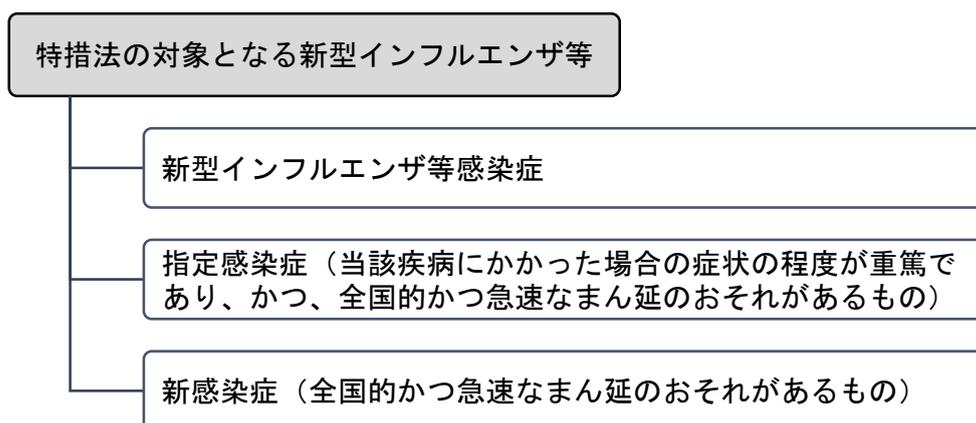
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 1 条

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

道においては、国の基本的対処方針を受けて、道行動計画を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、町は、道の政策決定を踏まえつつ、町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。



対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生前の段階では、ワクチン接種体制の整備、町民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。</li> </ul>
初動期の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。</li> </ul>
対応期の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</li> <li>○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市町村は、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</li> <li>○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</li> <li>○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。</li> </ul>

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

---

#### 1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等<sup>2</sup>）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

---

2 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

### ○ 初動期の対応

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

### ○ 対応期の対応

対応期については、以下のⅠ～Ⅲ期までの時期に区分する。

対応期	Ⅰ期	封じ込めを念頭に対応する時期
	Ⅱ - 1期	病原体の性状等に応じて対応する時期
	Ⅱ - 2期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	Ⅲ期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

#### ○ 対応期Ⅰ期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のよう

#### ○ 対応期Ⅱ - 1期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

#### ○ 対応期Ⅱ - 2期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期Ⅲ期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

---

町、国、道又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### (5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、町は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響

が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。町は、必要な協力を行う。

(2) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

町、国及び道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

町、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>3</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

---

3 特措法第5条

#### 4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部<sup>4</sup>は、政府対策本部及び道対策本部<sup>5</sup>と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう道に要請する。道はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う<sup>6</sup>。

#### 5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、道及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町及び道は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

---

4 特措法第 34 条

5 特措法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 2 項

6 特措法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 2 項

## 第5節 対策推進のための役割分担

---

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>7</sup>。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>8</sup>。

### 【道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

---

7 特措法第3条第1項

8 特措法第3条第4項

## 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>9</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>10</sup>。

### 6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も

---

9 特措法第 3 条第 5 項

10 特措法第 4 条第 3 項

想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため<sup>11</sup>、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

## 7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>12</sup>。

---

11 特措法第4条第1項及び第2項

12 特措法第4条第1項

## 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

### 第1節 町行動計画における対策項目等

---

#### 1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

町は、道行動計画に基づき作成された「市町村行動計画策定の手引き」に応じて7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び社会経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

##### ① 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、町は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

このため、町は、政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

## ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

町は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

## ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

このため、道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

## ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

## ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

## ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

## ⑦ 町民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、町は、国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や町民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

## 3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

### ① 人材育成

### ② 道、国及び町の連携

### ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### ① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、市町村や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

#### ② 道、国及び町の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基

に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、町、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は町と道との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

### ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

### 第3章 市町村行動計画の実効性確保等

#### 第1節 市町村行動計画の実効性確保

---

##### 1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、住民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

##### 2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

##### 3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしている。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、道及び町においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、道及び町の行動計画についても必要な見直しを行う。

## 第2節 町行動計画等

---

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町においても行動計画の見直しを行う。

道は、町行動計画の見直しにあたって、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、町は、道から提供される情報を踏まえ、町における取組を充実させる。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

### 第1章 実施体制<sup>13</sup>

#### 第1節 準備期

---

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>14</sup>。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

##### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国及び道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町、国及び道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

---

13 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

14 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され<sup>15</sup>、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>16</sup>の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

---

15 特措法第15条

16 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>17</sup>を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める<sup>18</sup>。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援<sup>19</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>20</sup>し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する<sup>21</sup>。町の区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>22</sup>。

#### 3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>23</sup>。

---

17 特措法第26条の2第1項

18 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

19 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

20 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

21 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

22 特措法第36条第1項

23 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>24</sup>

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

##### 1-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う<sup>25</sup>。

##### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。

---

24 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

25 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 2-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### 3-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、初動期に引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

## 第3章 まん延防止<sup>26</sup>

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。

### 第2節 初動期

---

#### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

##### 3-1-1. 外出等に係る要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

---

26 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

### 3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

### 3-2. 事業者や学校等に対する要請

#### 3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行う。

#### 3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行う。

#### 3-2-3. その他の事業者に対する要請

① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。

#### 3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。

町は、小・中学校や町民への周知など、必要な協力を行う。

## 第4章 ワクチン<sup>27</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品  接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、地域の医療機

27 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医療機関等の関係者との協力関係を構築する。

#### 1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

#### 1-3-3. 住民接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>28</sup>。

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療機関等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 1-4. 情報提供・共有

#### 1-4-1. 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

---

28 予防接種法第6条第3項

#### 1-4-2. 町における対応

町は、道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、地域の医療機関等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

#### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町の労働部局、介護保険部局、障がい害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

#### 1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 接種体制の構築

市町村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-3. 接種体制

#### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町、国及び道は、地域の医療機関等の協力を得て、その確保を図る。

#### 2-3-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及び道の関係部局が連携し行う。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域の医療機関等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、健康づくりセンター、総合体育館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を

受けられるよう、町及び道の関係部局、地域の医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、地域の医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能ないように準備を行う。

## 第3節 対応期

---

### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

### 3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

#### 3-2-1. 特定接種

##### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-2-2. 住民接種

##### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- ⑥ 町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を

受けられるよう、町の関係部局、地域の医療機関等との関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種会場や接種開始日等について、既存のウェブサイト等を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

#### 3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康づくりセンター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町がその結果に基づき給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町において行う。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る

情報について町民への周知・共有を行う。

- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 渡島保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から渡島保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### 第2節 初動期

---

#### 2-1. 有事体制への移行準備

町は、渡島保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 有事体制への移行

町は、渡島保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

#### 3-2. 主な対応業務の実施

##### 3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。

##### 3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

## 第6章 物資<sup>29</sup>

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>30</sup>

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>31</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>32</sup>。

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。

### 第2節 初動期

---

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

---

29 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

30 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

31 特措法第10条

32 特措法第11条

## 第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保<sup>33</sup>

### 第1節 準備期

---

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>34</sup>

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>35</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>36</sup>。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>37</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

---

33 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

34 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

35 特措法第10条

36 特措法第11条

37 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

#### 1-5. 火葬体制の構築

町は、地域における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍担当部局等の関係機関と調整を行うものとする。

### 第2節 初動期

---

#### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。また、道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

#### 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

#### 2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

---

#### 3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>38</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び道と連携し、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民の経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>39</sup>。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

---

38 特措法第45条第2項

39 特措法第59条

- ③ 町は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>40</sup>。

#### 3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。<sup>41</sup>

#### 3-3. 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

---

40 特措法第 63 条の 2 第 1 項

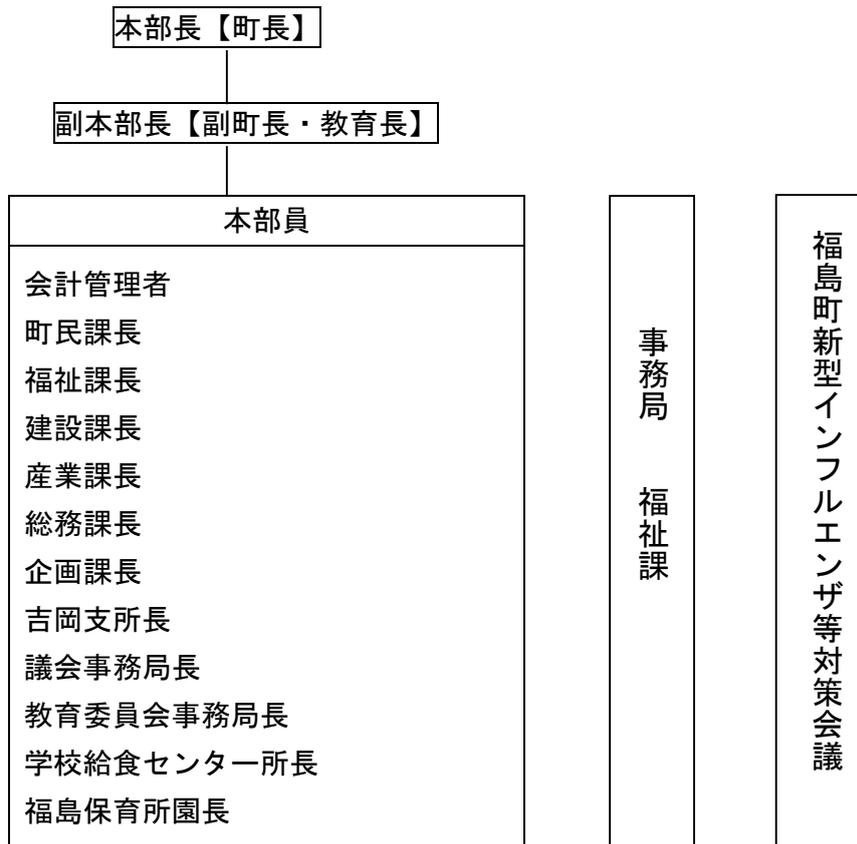
41 特措法第 52 条第 2 項

資料編

資料 1 福島町新型インフルエンザ等対策本部組織図

新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に対応するため、福島町新型インフルエンザ等対策本部条例第2条の規定に基づき、次のとおり対策本部組を設置し、全庁的な取り組みを行う。

新型インフルエンザ等対策本部体制



## 資料2 対策本部班編成

福島町新型インフルエンザ等対策本部条例第4条の規定に基づき、対策本部内に次のように班を置き、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施する。

担当部局	業務内容
各課等共通 (全課等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策各課の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること</li> <li>・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 他課等の応援に関すること</li> <li>・ 所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること</li> <li>・ 所管施設・団体の感染防止に関すること</li> <li>・ 所管施設の消毒などに関すること</li> <li>・ 行事及び民間事業などの自粛要請に関すること</li> <li>・ 多数が集まるイベントなどの自粛の要請に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等外来に関する公共施設の使用に関すること</li> <li>・ その他、新型インフルエンザ等対策本部の決定事項に関すること</li> </ul>
総務対策班 (総務課) (企画課) (議会事務局) (税務課) (福祉課) (福島消防署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道対策本部との連携に関すること</li> <li>・ 対策本部、対策会議の運営に関すること</li> <li>・ 議会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 情報の収集に関すること</li> <li>・ 報道機関との連絡・調整に関すること</li> <li>・ 町民への情報提供に関すること</li> <li>・ 北海道、他市町村、警察署、関係機関などとの連絡に関すること</li> <li>・ 災害用非常食の備蓄と提供に関すること</li> <li>・ 電気、ガスなどのライフラインの供給保持などの連絡、調整に関すること</li> <li>・ 職員のサービス、出勤状況の把握に関すること</li> <li>・ 職員の研修の実施に関すること</li> <li>・ 町民の要望などの連絡に関すること</li> <li>・ 相談体制の編成、町民相談窓口の開設及び町民相談対応に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策関係予算などの財務に関すること</li> <li>・ 庁舎などの警備及び管理に関すること</li> <li>・ 庁舎内の感染予防対策に関すること</li> <li>・ 各対策班への支援に関すること</li> </ul>

<p>民生対策班  (町民課)  (福祉課)  (福島保育所)  (吉岡支所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡届受理事務と対策本部との連携に関すること</li> <li>・ 遺体の安置及び火葬に関すること</li> <li>・ 感染性廃棄物の処理に関すること</li> <li>・ 警察署との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 情報の収集に関すること</li> <li>・ 北海道、市町村、保健所、各医療機関、医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 医療・健康相談など相談窓口に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策に必要な物資、資機材の準備に関すること</li> <li>・ 防護服などの備蓄に関すること</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬等の提供要請、予防内服などに関すること</li> <li>・ クワクチン予防接種に関すること</li> <li>・ 予防接種を行う会場の確保に関すること</li> <li>・ 所管施設入所者及び利用者のり患状況の把握に関すること</li> <li>・ 所管施設の症状がある、園児の登園停止及び受診の指導に関すること</li> <li>・ 学童保育の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> <li>・ 在宅援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関すること</li> <li>・ 在宅援護者（透析患者など）の通院に関すること</li> </ul>
<p>産業対策班  (産業課)  (建設課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水の安定供給に関すること</li> <li>・ 水道関係情報の収集及び記録に関すること</li> <li>・ 取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関すること</li> <li>・ 原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関すること</li> <li>・ 交通機能の維持・確保に関すること</li> <li>・ 商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に関すること</li> <li>・ 民間企業などへの就業制限要請に関すること</li> <li>・ 動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関すること</li> <li>・ 観光客への感染防止のため事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>
<p>教育対策班  (教育委員会事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する学校の感染防止対策に関すること</li> <li>・ 児童・生徒のり患状況の把握及び関係機関への報告に関すること</li> <li>・ 感染が疑われる症状がある児童、生徒に対する受診の指導に関すること</li> <li>・ 所管する学校・社会教育関係活動の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> </ul>

福島町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月 改定

発行：福島町（福祉課）

住所 松前郡福島町字福島 820 番地

電話 0139-47-4682（直通）